

令和 8 年度水産物販売拡大支援事業委託業務仕様書

第 1 業務の主旨

本業務は、養殖業者が加工業者と連携し、国内の量販店等との直接取引等や情報発信を強化することで、取引量や売値の安定・向上を図り、収益の増加に繋げることを目的として、以下の業務を実施する。

第 2 業務内容

1 量販店や商社等の産地招へいによる商談機会の創出

量販店や商社等（以下「量販店等」という。）を高知県内の産地に招待し、産地視察や試食商談等を以下のとおり開催すること。

(1) 訪問先

訪問先の選定は、県と協議のうえ、決定すること。なお、1 回につき養殖事業者及び加工施設を 2 社以上訪問すること。

(2) 実施時期、期間

具体的な日程は県と協議のうえ決定すること。なお、悪天候等により予定日に実施できない場合は、県と協議のうえ対応方針を検討すること。

(3) 実施回数及び参加グループ（量販店等）数

実施回数：5 回程度（1 回あたり 1 社以上）

(4) 参加グループ（量販店等）の決定

以下の内容を満たしている量販店等の中から、県と協議のうえ決定すること。

ア 県産養殖魚の仕入れに意欲的かつ新たな取引が見込めること

イ 仕入れの決定権をもっている者が参加すること

ウ アンケート調査に協力できること

(5) 産地との調整

県内事業者や先方の希望や状況を考慮し、県に行程等を提案すること。最終的な訪問先は、県と協議のうえ決定すること。

(6) 実施内容

ア 参加グループの旅行手配（航空機、宿泊先）、視察の移動手段の確保、懇親会・商談会場の確保等、産地見学にかかる各種手配を行うこと。

イ 参加グループ、訪問先の県内事業者、訪問場所、スケジュール等を整理した資料を作成し、事前に県に提出するとともに参加グループ、訪問先の県内事業者へ配布すること。

ウ 現地での商談に立ち会い、産地に対する関心を高めるとともに、円滑に運営できるよう工夫を図ること。

(7) アンケート調査の実施

- ア 参加グループ及び訪問先の事業者に対して、アンケート調査を実施し、産地視察終了後、1ヶ月以内にアンケート調査票及び集計結果を県に提出すること。またその内容については、訪問先の事業者へ速やかにフィードバックを行うこと。
- イ アに定めるアンケート内容については、県と協議のうえ決定すること。

(8) 商談状況の調査

産地視察終了後、参加グループ及び訪問先の事業者双方に対して商談状況の聞き取りを行い、取引促進のフォローを行うこと。

(9) 参加グループの経費等

参加グループの旅費（参加グループの最寄り空港から高知空港までの移動にかかる経費、県内の移動にかかる経費、宿泊費等の経費）は原則、受託者が負担すること。

2 量販店等での販売拡大 PR 支援

量販店等の水産物売り場などで高知県産養殖魚等を消費者に PR することで、養殖魚の販売拡大を支援すること。

(1) 場所等

集客を見込めるエリアの量販店で行うこと。

(2) 実施内容

販売拡大 PR の実施に際して、下記の内容を実施すること。

- ア のべ 50 店舗以上で実施すること。
- イ 対象店舗にて高知県産養殖魚を 1 品以上販売すること
- ウ 販売と併せて PR 支援を実施すること（例：試食販売、MD シールの提供、売り場装飾資材の提供、動画放映等）
- エ 高知県産水産物の知名度向上が図られるよう、より効果的な内容を検討すること
- オ 販売拡大 PR 実施店舗への集客を図るため、チラシを配布するなど効果的な広報を実施すること。
- カ 販売拡大 PR の実施計画の作成、実施店舗、県内事業者との調整、その他 PR の実施に必要な事項を行うこと。

3 産地情報の発信強化のための PR ツールの作成

国内において高知県産養殖魚の認知度向上を図り、販売促進につなげるため、販売

促進に活用できる PR ツールを作成すること。

(1) 実施内容

県内事業者が商品に関する魅力や他の商品との違いを伝えることができる PR 動画（生産者、養殖漁場、加工施設等）や、商談及び販売拡大 PR 等で使用できる県内事業者の PR パンフレット等の販促資材を 5 社分程度制作すること（1 社につき、1 種類以上）。

(2) その他

ア 制作にかかる費用は原則、受託者が負担すること。

イ 制作に必要な取材先への連絡や調整は受託者が行うこと。

ウ 完成品の納品前には県の確認を受け、修正が必要な場合は県の指示に合わせて修正を行うこと。

4 県内事業者へのアンケート調査

事業効果等を把握するため、本事業に参加した県内事業者に対して以下のとおりアンケート調査を実施すること。

(1) 調査内容

県が別途示すアンケート調査票で調査を行うこと。

(2) 調査対象者

本事業に参加した県内事業者とする。

(3) 調査回数、時期

年 1 回実施すること。

(4) 調査票の回収

調査票の回収については、Web の活用、訪問によるフォローアップ等により、100%の回収を目指すこと。

(5) 調査結果の整理

アンケート結果は集計表に整理したうえで、調査票及び集計表を速やかに県に提出すること。

第 3 実施体制

高知県内での産地情報の収集、県内事業者との連携等に必要な体制を構築することを踏まえ、本事業が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確にすること。

第 4 委託期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

第 5 事業計画書

本事業の受託後、2週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

第6 事業進捗の月例報告

受託者は、毎月の業務の進捗状況を翌月の10日までに県へ報告すること。また、県産養殖魚等の認知度向上や消費拡大のために必要なことについて提案等を行うこと。

第7 事業実績報告

受託者は本事業が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、県に提出すること。提出物は紙媒体1部及びデータとし、データはメディア（CD又はDVD）に記録のうえ、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウィルスチェックを行うこと。

1 全体業務について

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 実施した業務の一覧

2 量販店や商社等の産地招へいによる商談機会の創出

- (1) 参加社名、訪問産地、産地招へいの行程に関する情報を整理したもの
- (2) 参加社と訪問産地、サンプルのやり取りや成約状況等を整理したもの
- (3) 産地招へいの様子を撮影した画像データ等

3 量販店等での販売拡大PR支援

- (1) 実施内容を取りまとめた資料
- (2) 告知内容及び効果がわかる資料

4 産地情報の発信強化のためのPRツールの作成

- (1) 制作した動画や販促資材の内容、制作数量等を整理したもの

5 アンケート調査

- (1) アンケート調査の結果及び集計結果を整理したもの

第8 その他の留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、第1に掲げる業務の主旨に沿い、より効果的な方法を選択して誠実に実施すること。
- 2 本委託業務で生じた制作物が他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。

- 3 各業務において、本仕様書により難い事情が発生した場合には、県と受託者が協議を行い、本業務の趣旨に沿った効果的な業務へ事業費を充当する。
- 4 やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- 5 県の求めに応じて各業務の進捗状況の報告を行うこと。
- 6 その他、本業務の実施に必要な事項は、県と受託者が協議のうえ定める。